

## 独立行政法人国立病院機構埼玉病院における院内感染対策のための指針

- 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項を一部修正

独立行政法人国立病院機構埼玉病院（以下「病院」という。）は、病院の理念に基づき患者様及び病院職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染予防と感染制御の対策に取り組む基本的な考え方を以下のとおり定めました。

### 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

病院における院内感染の防止に留意し、感染などが発生した際において、その原因の特定、制圧、終息を図ることは病院にとって重要であります。

このため、院内感染防止対策を全病院職員が把握して、病院の理念と本指針に則った医療を患者様に提供できるよう取り組みます。

### 2. 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

- 1) 病院内で横断的な部署からの構成員で組織する「独立行政法人国立病院機構埼玉病院院内感染防止対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置して、毎月1回定期的に会議を開催し、院内感染防止対策の策定と推進を行っています。また、緊急時は、臨時の同委員会を開催いたします。
- 2) 同委員会が策定した感染対策を実施するため、感染対策室を常置し、感染制御医師（ICD）と感染制御看護師（ICN）を中心とした「感染対策チーム（ICT）」が組織され、感染対策の実務を担当しています。
- 3) 感染対策の円滑な実施運用のために、看護部の各部署にリンクナース（看護部感染委員会メンバー）を置いて、ICNを補佐し、感染対策を推進しています。

○ICD（Infection Control Doctor）  
感染制御や院内感染対策を専門に取り扱う医師のことです。

○ICN（Infection Control Nurse）  
感染制御、院内感染対策を専門に取り扱う看護師のことです。（社）日本看護協会が認定する専門の資格をもった看護師です。

○ICT（Infection Control Team）  
病院内で感染管理を担当する専門の組織です。

### 3. 院内感染対策のための病院従業員に対する研修に関する基本方針

病院職員の感染対策に対する意識向上を図るために、感染対策に関する研修を年2回行うほか、必要に応じて行うことにしています。

#### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生予防及び蔓延防止を図るため、病院内における感染症の発生状況を、委員会を通じて全病院職員へ速やかに周知しています。

市中感染症などの発生によって、患者様及び病院職員へ注意が必要な場合には、院内情報システムや紙面情報として病院職員に周知するほか、院内掲示を行って患者様への情報提供に努めます。

#### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合には、次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法に準じて行政機関へ報告します。

感染症患者とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に規定されている対象疾患や院内感染の恐れがあると判断される者すべてをいいます。

##### (1) 通常時の対応

感染症患者が発生した場合は、担当医又は看護師長からICTに報告するとともに「感染症発生報告書」を提出します。

##### (2) 緊急時（重大な院内感染等の発生）の対応

感染症患者が発生した場合の緊急時（重大な院内感染などの発生）においては、担当医又は看護師長から、直ちにICTに報告を行い、報告を受けたICTは速やかな対策を講じます。

必要に応じて医療安全管理担当者と連携し、緊急対策を講ずるとともに再発防止および対応方針を検討します。

#### 6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者様などにも感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院のホームページに掲載して、積極的な閲覧の推進に努めます。

#### 7. 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

ICTによる定期的な院内ラウンドの実施を継続していくとともに、院内感染対策の推進のため、「病院感染対策マニュアル」を整備し、病院職員へ周知徹底を図ります。なお、整備したマニュアルについては定期的な見直しを行っていきます。

平成20年9月1日作成  
平成22年4月1日一部改訂  
平成23年12月22日一部改訂  
平成25年11月28日一部改訂